

第23期定時株主総会招集ご通知に際しての インターネット開示事項

目 次

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項…	2
連結注記表……………	6
個別注記表……………	14

第23期定時株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、「事業報告」の業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項「連結計算書類」の連結注記表及び「計算書類」の個別注記表につきましては、法令及び当社定款第18条の規定に基づき、インターネット上の当社ホームページ (<https://beenos.com>) に掲載することにより、株主のみなさまに提供しております。

BEENOS株式会社

(証券コード：3328)

業務の適正を確保するための体制等の整備に関する事項

当社取締役会は、当社及び当社子会社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制、当社及び当社子会社の業務の適正を確保するための体制について、以下のとおり決議しました。

(1) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、「コンプライアンスルール」に基づいて、高い倫理観と良心をもって職務遂行にあたり、法令並びに定款及び社内諸ルールを遵守するとともに、社会規範に沿った責任ある行動をとるものいたします。また、コンプライアンス委員会を設置し、法令並びに定款違反、社内諸ルール上疑義のある行為等についてその情報を直接提供することができる内部通報制度を整備するものいたします。

(2) 反社会的勢力排除に向けた体制

当社及び当社子会社は、反社会的勢力との取引関係や支援関係も含め一切遮断し、反社会的勢力からの不当要求に対しては屈せず、反社会的勢力から経営活動の妨害や被害、誹謗中傷などの攻撃を受けた場合の対応を管理部門で一括管理する体制を整備し、警察等関連機関と連携し、組織全体で毅然とした対応をいたします。

(3) 当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する事項

当社取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理については、管理部門を管掌する取締役を担当役員とし、職務執行に係る情報を適切に文書または電磁的情報により記録し、「文書取扱ルール」に定められた期間、保存・管理するものいたします。

なお、当社取締役は、これらの文書等を常時閲覧できるものとし、担当役員はその要請に速やかに対応するものとしております。

(4) 当社及び当社子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び当社子会社の危機管理体制については、「リスク管理ルール」に基づいて、当社管理部門を管掌する取締役を全体のリスクの総括管理担当役員とし、当社リスクマネジメント室を責任部署といたします。また、リスクマネジメント室は、具体的なリスクを想定、分類し、有事の際の迅速かつ適切な情報伝達と緊急体制を整備するものとし、定期的に取り締役に對してリスク管理に関する事項を報告するものいたします。

不測の事態が発生した場合には、代表取締役執行役員社長を本部長とする対策本部を設置し、早期解決に向けた対策を講じるとともに、再発防止策を策定するものいたします。

なお、当社子会社においても、その規模及び特性等を踏まえ、当社の社内ルールその他の体制に準じた規程・ルール等を制定し、損失の危機等の管理に係る体制を整備します。

(5) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会は、全社的に共有する事業計画を定め、各担当取締役は、計画達成に向けて各部門が実施すべき具体的な数値目標及びアクションプランを定めるものとし、その達成に向けて月次で予算管理を行う他、主要な指標については、週次で進捗管理を行うものいたします。

定時取締役会については、月1回開催し、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を行うとともに、重要な業務執行についての意思決定を行うものいたします。また、「職務権限ルール」により定められた決裁事項を機動的に意思決定するための各種委員会を設置しております。

また、子会社取締役等の職務執行の効率性を確保するための体制として、当社は、子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、当社及び子会社各社の取締役会で承認された中期利益計画、年度予算等の達成に向けて、月次で進捗管理を行うものいたします。その他重要な情報についても子会社各社の取締役会にて報告を受けることとしております。

(6) 当社及び当社子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、子会社各社に取締役及び監査役を派遣し、子会社取締役の職務執行の監督を行うものいたします。

当社の関係会社管理担当部門に子会社管理を集約し、「関係会社管理ルール」に基づいて、一定の重要事項に関しては、当社の取締役会に対して、事前に報告することを義務づけ、そのうち一定の事項に関しては取締役会の付議事項としております。リスクマネジメント室は、子会社のリスク管理及び法令遵守体制を構築するため、「内部監査ルール」に基づき、内部監査を実施するものいたします。

(7) 財務報告の信頼性を確保するための体制

当社は、財務報告の信頼性の確保及び金融商品取引法に定める内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため内部統制システムを構築いたします。また、リスクマネジメント室は、内部統制システムと金融商品取引法及びその他の関係法令との適合性を確保するために、その仕組みを継続的に評価し必要な是正を行います。

(8) 監査等委員会の職務を補助すべき使用人（以下、「補助使用人」という。）に関する事項、並びに補助使用人の監査等委員以外の当社取締役からの独立性に関する事項及び補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査等委員の職務の執行に必要な補助すべき特定の補助使用人の配置が必要な場合、監査等委員はそれを指定できるものとしており、当社は、監査等委員会との協議の上、人選し配置するものいたします。

補助使用人に指定された従業員は、監査等委員以外の取締役または他の使用人の指揮命令を受けないものいたします。また、当該補助使用人の人事異動及び人事考課を行う場合は、監査等委員の意見を聴取し、その意見を十分尊重して実施するものいたします。

(9) 当社及び当社子会社の取締役及び従業員が当社の監査等委員会に報告するための体制

常勤監査等委員は、取締役会、その他の重要な会議に出席し、重要な決裁書類及び関係資料を閲覧するものいたします。また、当社及び当社子会社の取締役及び従業員は、重大な法令違反等並びに当社及び子会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実を知ったときは、遅滞なく監査等委員に報告するものとし、監査等委員は必要に応じていつでも当社及び当社子会社の取締役及び従業員に対し報告を求めることができるものいたします。常勤監査等委員は、主要な子会社の監査役を兼務することにより、子会社の取締役、その他の監査役及び従業員、またはこれらの者から報告を受けた者から上記の事項につき報告を受ける体制をより確実なものとしております。常勤監査等委員は、報告を受けた上記の各事項に関して、毎月開催する監査等委員会において、非常勤の監査等委員に共有しております。

当社及び当社子会社は、これらの報告をした者に対して、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを行うことを禁止し、当社及び当社子会社の取締役及び従業員に周知徹底しております。

(10) その他監査等委員の監査が実効的に行われることを確保するための体制

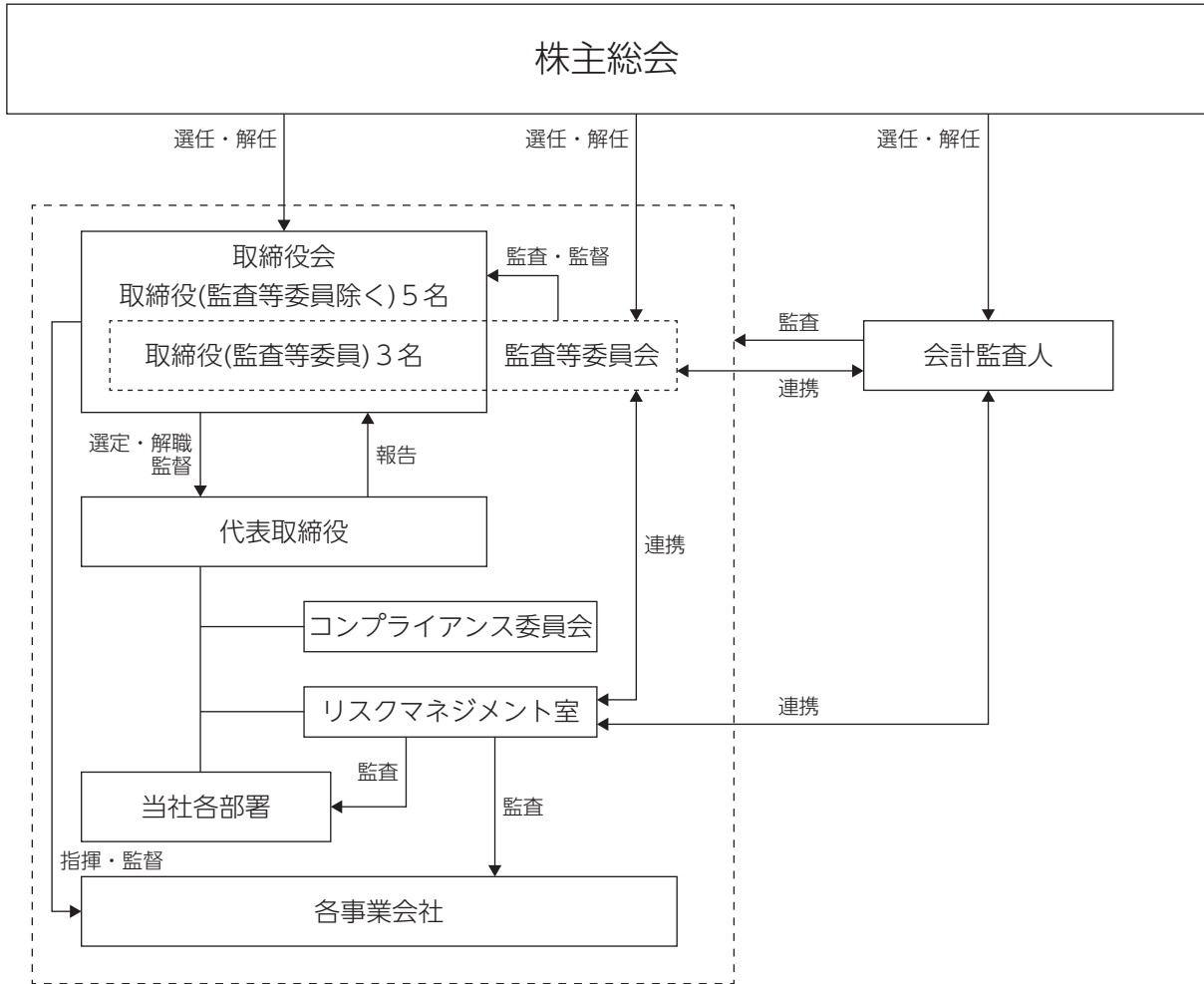
取締役会は、監査等委員が重要な意思決定のプロセスや業務の執行状況を効率的かつ効果的に把握できるようにするため、監査等委員がいつでも取締役及び従業員に対して報告を求めることができるとともに、監査等委員の社内の重要な会議への出席を拒まないものいたします。また、監査等委員は、会計監査人、リスクマネジメント室と緊密に連携し、定期的に情報交換を行うものとし、必要に応じて法律顧問と意見交換等を実施できるものいたします。

(11) 監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査等委員が職務の執行について生ずる費用の前払い等の請求を受けたときは、担当部門において審議の上、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員の職務の執行に必要なでないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理するものいたします。

※当社では社内諸規程をルールという呼称で運用しております。

●コーポレート・ガバナンス図



当事業年度における、上記業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は、次のとおりです。

(1)内部統制システム全般について

当社及び子会社の内部統制システム全般の整備・運用状況を当社のリスクマネジメント室がモニタリングし、課題の洗い出しと改善を進めました。また、リスクマネジメント室は金融商品取引法に基づく「財務報告に係る内部統制の有効性の評価」を実施いたしました。

(2)コンプライアンス体制について

法令遵守体制の点検・強化を目的に、コンプライアンス委員会（当事業年度は2回）を開催し、当社及び子会社のコンプライアンスに関する課題の把握とその対応策を立案し実施いたしました。また、当社及び子会社の役員員に対する入社時のコンプライアンス研修を実施いたしました。

(3)反社会的勢力排除について

当社グループの『反社会的勢力との関係遮断に関するルール』に基づき、反社会的勢力との関係を遮断するため、取引開始前に、日経テレコンによる記事検索を実施しております。また、必要に応じてダンレポートなどによる信用調査も実施しております。さらに、契約書等に反社会的勢力排除に関する条項を盛り込んでおります。

(4)リスク管理体制について

リスクマネジメント室は、年間の内部監査計画策定に際して、当社及び子会社における具体的なリスクを想定し、取締役会に報告するとともに、リスクに対する体制の整備・運用状況を確認いたしました。

(5)子会社経営管理について

当社の取締役及び常勤監査等委員がそれぞれ子会社の取締役及び監査役を兼務しており、毎月開催される子会社の取締役会に出席し、子会社取締役の職務執行の監督を実施いたしました。また、関係会社管理担当部門が、月次で予算進捗の管理を実施するとともに、毎月開催される子会社の取締役会及び当社の取締役会において、各社の事業戦略の進捗及び予算の進捗の把握につとめました。

(6)取締役の職務執行について

取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制として、定時取締役会を月1回開催し、さらに適宜臨時取締役会を含め、当事業年度は23回の取締役会を開催いたしました。

定時取締役会においては、月次決算及び業務報告を行い、取締役の職務執行状況の監督を実施するとともに、重要な業務執行についての意思決定を実施いたしました。

(7)取締役会の実効性評価について

継続的に取締役会の実効性を高めるため、社外取締役を含む全取締役に対して取締役会の構成・運営・議題・取締役会を支える体制に関するアンケートを実施し、その回答結果に基づき社外取締役全員の意見を集約し提言として纏め、取締役会にて議論し、取締役会の実効性に関する分析、自己評価を行うとともに、今後の取り組みを決定しました。

アンケートの結果によると、2017年に実施した評価に比べ全て高い評価となっており、取締役会の実効性をより高めるための改革を進めてきた成果であると考えられ、とりわけ、社外取締役の構成員の専門知識の多様化と企業戦略や中長期的方針の議論の充実化に改善が見られました。

一方で、多様性および専門性を考慮した取締役会の構成員の選定と、サステナビリティへの取り組みを一層推進していくことを取締役会で確認しました。

当社は、これらの施策を通じて、取締役会の実効性を向上させ、監督機能の向上およびコーポレート・ガバナンスの一層の強化に努めてまいります。

(8)監査等委員について

監査等委員は、取締役会、その他重要な会議への出席を通じ、取締役等から業務執行の報告を受けるとともに、その意思決定の過程や内容について監督を実施いたしました。

監査等委員会は、リスクマネジメント室が実施した監査に関する報告を定期的に受けるほか、リスクマネジメント室と日常的にコミュニケーションを図り、当社グループ全体で効果的な監査が実施可能な体制を構築しております。

連結注記表

1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

連結子会社の状況

- ・ 連結子会社の数 22社
- ・ 主要な連結子会社の名称 tenso株式会社
台湾転送股份有限公司
株式会社ショップエアライン
Shop Airlines America, Inc.
株式会社デファクトスタンダード
JOYLAB株式会社
モノセンス株式会社
BeeCruise株式会社
FASBEE株式会社
BEENOS Travel株式会社
BEENOS Entertainment株式会社
BEENOS Asia Pte. Ltd.
BEENOS HR Link株式会社
BeenoStorm株式会社 他8社

当連結会計年度において、BeenoStorm株式会社他2社を新たに設立し、連結の範囲に含めております。

(2) 持分法の適用に関する事項

①持分法を適用した関連会社の状況

- ・ 持分法適用の関連会社数 3社
- ・ 主要な関連会社の名称 BEENOS Plaza Pte. Ltd.
株式会社ONL
メトロエンジン株式会社

②持分法適用関連会社の事業年度に関する事項

持分法適用会社のうち、決算日が異なる会社については、当該会社の直近の四半期決算を基にした仮決算により作成した財務諸表を使用しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

連結子会社2社の決算日は12月31日ですが、連結決算日現在で実施した仮決算に基づく財務数値を使用しております。

(4) 会計方針に関する事項

① 重要な資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

・ 市場価格のない株式等以外のもの…………… 連結決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。

（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・ 市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法により算定しております。

ただし、投資事業有限責任組合への出資は、組合等の財産の持分相当額を有価証券として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上する方法によっております。

ロ. デリバティブ取引……………時価法により算定しております。

ハ. 棚卸資産の評価基準及び評価方法

商品・貯蔵品…………… 個別法による原価法（貸借対照表価額については収益性の低下に基づく簿価切下げの方法）を採用しております。

② 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）及び構築物については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物…………… 3～15年

工具、器具及び備品…………… 3～15年

□. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用見込可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

③ 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

□. 投資損失引当金

投資の損失に備えるため、投資先会社の実状を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

④ 重要なリース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

⑤ 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産及び負債は、連結決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は期中平均相場により円貨に換算し、換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定に含めて計上しております。

⑥ 重要な収益及び費用の計上基準

当社及び連結子会社の顧客との契約から生じる収益に関する主要な事業における主な履行義務の内容および当該履行義務を充足する通常の時点は以下のとおりであります。

イ. Eコマース事業（グローバルコマース部門）

主に顧客に依頼された商品の代理購入と発送（国内から海外、海外から国内）を行うことを履行義務としており、通常これらは顧客との契約に基づき、一時点で充足される履行義務として出荷時（サービスの提供が完了した時）に収益を認識しております。また、顧客への財又はサービスの提供に他の当事者が関与している場合で、顧客との約束が当該財又はサービスを当該他の当事者によって提供されるように手配する履行義務であると判断され、当社および連結子会社の役割が代理人に該当する取引については、当該対価から当該他の当事者に対して支払う額を控除した純額で収益を認識しております。

□. Eコマース事業（バリューサイクル部門）

主に顧客に商品を提供することを履行義務としており、これらは出荷時から当該商品の支配が移転されるまでの期間が通常の期間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一時点で充足される履行義務として出荷時に収益を認識しております。

ハ. Eコマース事業（エンターテインメント部門）

主に顧客に商品を提供することを履行義務としており、これらは出荷時から当該商品の支配が移転されるまでの期間が通常の期間であるため、「収益認識に関する会計基準の適用指針」第98項に定める代替的な取扱いを適用し、一時点で充足される履行義務として出荷時に収益を認識しております。

二. インキュベーション事業

主に顧客に財又はサービスを提供することを履行義務としており、これらは財又はサービスが提供される一時点で収益を認識しております。

なお、これらの財又はサービスの提供における通常の支払期限は、利用者により選択された決済手段に従って、クレジット会社等が別途定める支払い条件により、短期のうちに支払いを受けており、対価の金額に重要な金融要素は含まれておりません。

⑦ のれんの償却に関する事項

のれんの償却については、その効果の発現する期間を個別に見積もり、20年以内の合理的な年数で定期的に償却しております。

⑧ その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

イ. 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

□. 連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社及び一部の連結子会社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会

計基準適用指針第28号(2018年2月16日)第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

なお、翌連結会計年度の期首から、グループ通算制度を適用する場合における法人税及び地方法人税並びに税効果会計の会計処理及び開示の取扱いを定めた「グループ通算制度を適用する場合の会計処理及び開示に関する取扱い」(実務対応報告第42号(2021年8月12日))を適用する予定であります。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号(2020年3月31日))等を当連結会計年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当該会計基準の適用による当連結会計年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号(2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。))等を当連結会計年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号(2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、連結計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(表示単位の変更)

当連結会計年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位へ変更しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(営業投資有価証券の評価)

(1) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額

営業投資有価証券 12,870百万円

(2) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出方法

時価を把握することが極めて困難と認められる営業投資有価証券については、1株当たりの純資産額に超過収益力を反映させたものを実質価額とし、当該実質価額が取得価額に比べて50%以上低下している場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い、評価差額を営業投資有価証券評価損として計上しております。

(3) 当連結会計年度の連結計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

投資先企業に対する第三者が行ったファイナンス価格、投資実行時に見込んだ事業計画の達成状況、経営環境の変化を考慮した最新の事業計画を基礎として超過収益力の毀損の有無を判断しております。その主要な仮定は、投資先企業が参入している市場の最新の競争と技術に関する情報、事業計画に含まれる経営戦略達成に関する不確実性の影響及び参入市場においてサービスレベルを維持向上させるための重要な費用の見積りなどであります。

(4) 翌連結会計年度の連結計算書類に与える影響

営業投資有価証券については、每期見直しを行い合理的と判断される計上を行っておりますが、参入市場の競争と技術の変化、経営環境の変化及び事業計画に対する見積りの不確実性の影響を受け、これらの金額の見直しが必要となった場合は、翌連結会計年度の連結計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 追加情報

(従業員等に信託を通じて自社の株式を交付する取引)

当社は、従業員に対する中長期的な企業価値向上へのインセンティブの付与を目的として、従業員持株会に信託を通じて自社の株式を交付する取引を行っております。

(1) 取引の概要

当社は、2021年2月18日開催の取締役会決議に基づき、「信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship®)」(以下、「本プラン」といいます。)を導入しております。本プランは、「BEENOS 従業員持株会」(以下、「持株会」といいます。)に加入するすべての従業員を対象とするインセンティブ・プランです。本プランでは、当社が信託銀行に「BEENOS 従業員持株会専用信託」(以下、「従持信託」といいます。)を設定し、従持信託は、その設定後5年間にわたり持株会が取得すると見込まれる数の当社株式を予め取得します。その後は、従持信託から持株会に対して継続的に当社株式の売却が行われるとともに、信託終了時点で従持信託内に株式売却益相当額が累積した場合には、当該株式売却益相当額が残余財産として受益者適格要件を満たす者に分配され

ます。なお、当社は、従持信託が当社株式を取得するための借入に対し保証することになるため、当社株価の下落により従持信託内に株式売却損相当額が累積し、信託終了時点において従持信託内に当該株式売却損相当の借入金残債がある場合は、保証契約に基づき、当社が当該残債を弁済することになります。

(2) 従持信託に残存する自社の株式

従持信託に残存する当社株式を、従持信託における帳簿価額（付随費用の金額を除く。）により純資産の部に自己株式として計上しております。当該自己株式の帳簿価額及び株式数は、当連結会計年度196百万円、58,800株であります。

(3) 総額法の適用により計上された借入金の帳簿価額

当連結会計年度248百万円

6. 連結貸借対照表に関する注記

(1) 資産から直接控除した投資損失引当金

流動資産 営業投資有価証券 27百万円

(2) 当社及び連結子会社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当連結会計年度末の借入未実行残高は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	8,284百万円
借入実行残高	3,550百万円
差引額	4,734百万円

7. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 発行済株式の総数に関する事項

株式の種類	当連結会計年度期首の株式数	当連結会計年度増加株式数	当連結会計年度減少株式数	当連結会計年度末の株式数
普通株式	13,335,995株	－株	－株	13,335,995株

(2) 配当に関する事項

当連結会計年度中に行った剰余金の配当に関する事項

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2021年11月25日取締役会	普通株式	321	25	2021年9月30日	2021年12月3日

(注) 2021年11月25日取締役会決議による配当金の総額には、信託が信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)として保有する当社株式100,300株に対する配当金2百万円を含めて記載しております。

基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌期となるもの

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	配当の原資	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2022年11月24日取締役会	普通株式	309	利益剰余金	25	2022年9月30日	2022年12月2日

(注) 2022年11月24日取締役会決議による配当金の総額には、信託が信託型従業員持株インセンティブ・プラン(E-Ship)として保有する当社株式58,800株に対する配当金1百万円を含めて記載しております。

(3) 当連結会計年度末日における新株予約権等（権利行使期間の初日が到来していないものを除く。）に関する事項

	第11回 新株予約権	第12回 新株予約権	第13回 新株予約権
目的となる株式の種類	普通株式	普通株式	普通株式
目的となる株式の数	36,100株	1,002,500株	227,500株

8. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

①金融商品に対する取組方針

当社グループは、資金運用については積極的には行っておりません。また、資金調達については主に複数の金融機関と当座貸越契約を締結し、銀行借入によっております。

②金融商品の内容及びそのリスク

営業債権である受取手形及び売掛金、未収入金は、取引先の信用リスクに晒されております。営業投資有価証券及び投資有価証券は、主に株式及び投資事業有限責任組合出資等であり、事業上の提携、情報の収集及び売却による投資収益の獲得を目的として保有しております。これらは、それぞれ投資先の信用リスクおよび市場価格の変動リスクに晒されております。営業債務である支払手形及び買掛金、未払金は、1年以内に決済されるものであります。

③金融商品に係るリスク管理体制

イ. リスクの管理

当社グループは、受取手形及び売掛金に係る取引先の信用リスクは、取引先ごとに期日管理及び債権管理を行うとともに、必要に応じて取引先の信用状況のモニタリングを行うことにより、財務状況等の悪化による回収懸念の早期把握や低減に努めております。投資有価証券については、投資先の財務状況等を定期的に取得し、モニタリングを行うことで、投資先の信用情報や時価を把握し変動リスクの低減に努めております。

ロ. 資金調達に係る流動性リスクの管理

当社グループは、適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、金融機関からの当座貸越枠等を拡大・更新することなどにより、手元流動性を高め、流動性リスクを管理しております。

④金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては一定の前提条件等を採用しているため、異なる前提条件等によった場合、当該価額が変動する可能性があります。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2022年9月30日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、市場価格のない株式等は、次表には含まれておりません（注）1を参照ください。また、現金は注記を省略しており、預金、売掛金、未収入金、買掛金、短期借入金、未払金、預り金、未払法人税等については、短期間で決済されるため時価が帳簿価額に近似することから、注記を省略しております。

	連結貸借対照表計上額 (百万円)	時価 (百万円)	差額 (百万円)
営業投資有価証券			
その他有価証券	8,366	8,366	—
投資有価証券			
その他有価証券	117	117	—
資産計	8,484	8,484	—
長期借入金 (1年内返済予定の 長期借入金を含む)	1,948	1,949	0
負債計	1,948	1,949	0

(注) 1. 市場価格のない株式等

区分	連結貸借対照表計上額 (百万円)
その他有価証券	
営業投資有価証券に属するもの	
非上場株式等	4,504
投資有価証券	
非上場株式等	609
投資事業有限責任組合及びそれに類する組合への出資	1,753
関係会社株式	260
合計	7,128

これらについては、金融商品の時価情報の「その他有価証券」には含めておりません。

(注) 2. 長期借入金の連結決算日後の返済予定額

(単位：百万円)

	1年以内	1年超 2年以内	2年超 3年以内	3年超 4年以内	4年超 5年以内
長期借入金	900	400	400	248	—
合計	900	400	400	248	—

(3) 金融商品の時価の適切な区分ごとの内訳等に関する事項

金融商品の時価を、時価の算定に用いたインプットの観察可能性及び重要性に応じて、以下の3つのレベルに分類しております。

レベル1の時価：同一の資産または負債の活発な市場における（無調整の）相場価格により算定した時価

レベル2の時価：レベル1のインプット以外の直接または間接的に観察可能なインプットを使用して算定した時価

レベル3の時価：重要な観察できないインプットを使用して算定した時価

時価の算定に重要な影響を与えるインプットを複数使用している場合には、それらのインプットがそれぞれ属するレベルのうち、時価の算定における優先順位が最も低いレベルに時価を分類しております。

① 時価をもって連結貸借対照表計上額とする金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
営業投資有価証券	8,366	—	—	8,366
投資有価証券	117	—	—	117
合計	8,484	—	—	8,484

② 時価をもって連結貸借対照表計上額としない金融資産及び金融負債

(単位：百万円)

区分	時価			
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
長期借入金	—	1,949	—	1,949
合計	—	1,949	—	1,949

(注) 時価の算定に用いた評価技法及びインプットの説明

投資有価証券

上場株式は相場価格を用いて評価しております。上場株式は主に活発な市場で取引されているため、その時価をレベル1の時価に分類しております。

長期借入金

元利金の合計額を同様の新規借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しており、レベル2の時価に分類しております。

9. 収益認識に関する注記

(1) 顧客との契約から生じる収益を分解した情報

(単位：百万円)

	報告セグメント					合計
	Eコマース事業				インキュベーション事業	
	グローバルコマース	バリューサイクル	エンターテインメント	小計		
売上高						
顧客との契約から生じる収益	10,028	14,869	4,124	29,022	526	29,549
その他の収益	—	—	—	—	296	296
外部顧客への売上高	10,028	14,869	4,124	29,022	823	29,846

(注) その他の収益には、「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号)に基づく営業投資有価証券に関する収益が含まれております。

(2) 顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報

「1. 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等 (4) 会計方針に関する事項 ⑥重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

(3) 当連結会計年度及び翌連結会計年度以降の収益の金額を理解するための情報

① 契約資産及び契約負債の残高等

該当事項はありません。

② 残存履行義務に配分した取引価格

当社および連結子会社においては、予想契約期間が1年を超える重要な取引はありません。

10. 1株当たり情報に関する注記

(1) 1株当たり純資産額 1,443円65銭

(2) 1株当たり当期純損失 16円98銭

※ 1株当たり当期純損失の算定上の基礎は次のとおりであります。

連結損益計算書上の親会社株主に帰属する当期純損失 211百万円

普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純損失 211百万円

普通株式の期中平均株式数 12,472,011株

(注) 株主資本において自己株式として計上されている信託が信託型従業員持株インセンティブ・プラン (E-Ship) として所有する当社株式は、1株当たり純資産額の算定上、期末発行済株式総数から控除する自己株式に含めております。また、1株当たり当期純損失の算定上、期中平均株式の計算において控除する自己株式数に含めております。

1株当たり純資産額の算定上、控除した当該自己株式の期末株式数

前連結会計年度 100,300株、 当連結会計年度 58,800株

1株当たり当期純損失の算定上、控除した当該自己株式の期中平均株式数

前連結会計年度 39,620株、 当連結会計年度 80,956株

11. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

個別注記表

1. 重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

イ. 有価証券

① 子会社株式及び関連会社株式…………… 移動平均法による原価法

② その他有価証券（営業投資有価証券を含む）

・ 市場価格のない株式等以外のもの…………… 決算日の市場価格等に基づく時価法によっております。
（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。）

・ 市場価格のない株式等…………… 移動平均法による原価法によっております。

ただし、投資事業有限責任組合への出資は、組合等の財産の持分相当額を有価証券として計上し、組合等の営業により獲得した損益の持分相当額を損益として計上する方法によっております。

ロ. デリバティブ取引……………時価法により算定しております。

(2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

イ. 有形固定資産（リース資産を除く）

定率法を採用しております。

ただし、2016年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備）については定額法によっております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建 物…………… 3～15年

工具、器具及び備品…………… 3～15年

ロ. 無形固定資産（リース資産を除く）

自社利用のソフトウェアについては、社内における利用見込可能期間（5年以内）に基づく定額法によっております。

(3) 重要な引当金の計上基準

イ. 貸倒引当金

債権の貸倒による損失に備えるため、一般債権につきましては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権につきましては個別に回収可能性を勘案して回収不能見込額を計上しております。

ロ. 投資損失引当金

投資の損失に備えるため、投資先会社の実状を勘案の上、その損失見積額を計上しております。

ハ. 役員賞与引当金

役員に対する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担すべき額を計上しております。

ニ. 株主優待引当金

株主優待制度に基づく費用の発生に備えるため、翌事業年度以降において発生すると見込まれる額を計上しております。

(4) 重要な外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場により円貨に換算し、為替差額は損益として処理しております。

(5) 重要な収益及び費用の計上基準

当社は持株会社であり、当社の収益は子会社からの業務委託報酬及び受取配当金となります。業務委託報酬においては、契約内容に応じた受託業務が実施された時点で当社の履行義務が充足されていることから、当該時点で収益及び費用を認識しております。また、受取配当金については、配当金の効力発生日をもって収益を認識しております。

なお、業務委託報酬に関する通常の支払期限は履行義務が充足されてから概ね1ヶ月以内であります。

(6) その他計算書類作成のための重要な事項

連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用

当社は、「所得税法等の一部を改正する法律」（2020年法律第8号）において創設されたグループ通算制度への移行及びグループ通算制度への移行にあわせて単体納税制度の見直しが行われた項目については、「連結納税制度からグループ通算制度への移行に係る税効果会計の適用に関する取扱い」（実務対応報告第39号 2020年3月31日）第3項の取扱いにより、「税効果会計に係る会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針第28号 2018年2月16日）第44項の定めを適用せず、繰延税金資産及び繰延税金負債の額について、改正前の税法の規定に基づいております。

2. 会計方針の変更に関する注記

(収益認識に関する会計基準の適用)

「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当事業年度の期首から適用し、約束した財またはサービスの支配が顧客に移転した時点で、当該財またはサービスと交換に受け取ると見込まれる金額で収益を認識することとしております。

収益認識会計基準等の適用については、収益認識会計基準第84項ただし書きに定める経過的な取扱いに従っておりますが、当該会計基準の適用による当事業年度の損益及び期首利益剰余金に与える影響はありません。

(時価の算定に関する会計基準等の適用)

「時価の算定に関する会計基準」(企業会計基準第30号 2019年7月4日。以下「時価算定会計基準」という。)等を当事業年度の期首から適用し、時価算定会計基準第19項及び「金融商品に関する会計基準」(企業会計基準第10号 2019年7月4日)第44-2項に定める経過的な取扱いに従って、時価算定会計基準等が定める新たな会計方針を、将来にわたって適用することとしております。

なお、計算書類に与える影響はありません。

3. 表示方法の変更に関する注記

(表示単位の変更)

当事業年度より、金額の表示単位を千円単位から百万円単位へ変更しております。

4. 会計上の見積りに関する注記

(営業投資有価証券の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

営業投資有価証券 1,788百万円

(2) 見積りの内容に関するその他の情報

連結注記表「4. 会計上の見積りに関する注記」に同一の内容を記載しているため、注記を省略しております。

(関係会社株式の評価)

(1) 当事業年度の計算書類に計上した金額

関係会社株式 4,536百万円

(2) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出方法

時価を把握することが極めて困難と認められる関係会社株式については、1株当たりの純資産額に超過収益力を反映させたものを実質価額とし、当該実質価額が取得価額に比べて50%以上低下している場合には、回復可能性が十分な証拠によって裏付けられない限り、相当の減額を行い、評価差額を当期の損失として計上しております。

(3) 当事業年度の計算書類に計上した金額の算出に用いた主要な仮定

関係会社の取得時の事業計画の達成状況や、経営環境の変化を考慮した最新の事業計画を基礎として超過収益力の毀損の有無を判断しております。その主要な仮定は、関係会社が参入している市場の最新の競争と技術に関する情報、事業計画に含まれる経営戦略達成に関する不確実性の影響及び参入市場においてサービスレベルを維持向上させるための重要な費用の見積りなどであります。

(4) 翌事業年度の計算書類に与える影響

関係会社株式については、毎期見直しを行い合理的と判断される計上を行っておりますが、参入市場の競争と技術の変化、経営環境の変化及び事業計画に対する見積りの不確実性の影響を受け、これらの金額の見直しが必要となった場合は、翌事業年度の計算書類に重要な影響を与える可能性があります。

5. 貸借対照表に関する注記

(1) 当社は運転資金の効率的な調達を行うため取引銀行6行と当座貸越契約を締結しております。この契約に基づく当事業年度末の借入未実行残高等は次のとおりであります。

当座貸越極度額の総額	8,284百万円
借入実行残高	3,550百万円
差引額	4,734百万円

(2) 保証債務

① 下記関係会社の金融機関からの支払債務に対して、債務保証を行っております。

tenso株式会社	278百万円
Shop Airlines America, Inc.	23百万円

②下記関係会社の営業取引に関する支払債務に対して、債務保証を行っております。
株式会社デファクトスタンダード 8百万円

(3) 関係会社に対する金銭債権、債務は次のとおりであります。(区分表示したものを除く)

①短期金銭債権 33百万円
②短期金銭債務 1,000百万円
③長期金銭債権 320百万円

6. 損益計算書に関する注記

関係会社との取引高

①営業取引 営業収益 4,409百万円
営業費用 0百万円
②営業外取引 その他営業外収益 69百万円
その他営業外費用 9百万円

7. 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の数に関する事項

株 式 の 種 類	当事業年度期首の株式数	当事業年度増加株式数	当事業年度減少株式数	当事業年度末の株式数
普 通 株 式	490,635株	499,839株	45,400株	945,074株

(注) 1. 当事業年度の自己株式の数の増加の内訳は、次の通りであります。

2021年11月29日開催の取締役会の決議による取得による増加 199,700株
2022年2月10日開催の取締役会の決議による取得による増加 300,000株
単元未満株式の買取による増加 139株

2. 当事業年度の自己株式の数の減少の内訳は、次の通りであります。

譲渡制限付株式報酬としての自己株式の処分による減少 35,400株
ストック・オプションの行使に伴う自己株式の処分による減少 10,000株

8. 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生 of 主な原因別の内訳

繰延税金資産

未払事業税 △20百万円
未払事業所税 0百万円
決算賞与 26百万円
貸倒引当金 410百万円
株主優待引当金 1百万円
営業投資有価証券評価損 250百万円
その他有価証券評価差額金 20百万円
未払金 6百万円
減価償却超過額 14百万円
投資有価証券評価損 0百万円
関係会社株式評価損 283百万円
株式報酬費用 56百万円
資産除去債務 18百万円
繰延税金資産小計 1,069百万円
評価性引当額 △1,031百万円
繰延税金資産合計 38百万円

繰延税金負債

その他有価証券評価差額金 245百万円
繰延税金負債合計 245百万円
繰延税金負債の純額 207百万円

9. 関連当事者との取引に関する注記

- (1) 親会社及び法人主要株主等
特記すべき事項はありません。
- (2) 役員及び個人主要株主等
特記すべき事項はありません。
- (3) 子会社及び関連会社等

種類	会社等の名称 または氏名	議決権の所有(被 所有) 割合 (%)	関連当事者との関 係	取引の内容	取引金額 (百万円)	科目	期末残高 (百万円)
子会社	tenso(株)	直接所有 100.0	業務受託手数料等の受取 債務保証引受 配当の受取 資金借入	連結納税に伴う受取額	716	関係会社 未収入金	3,354
				経費等の立替	2,637		
				業務受託手数料等の受取 (注)1	70	—	—
				配当金の受取 (注)4	2,996	—	—
				債務保証の引受 (注)2	278	—	—
				資金の借入 (注)3	1,200	短期借入金	1,000
				資金の回収 (注)3	1,100		
				利息の支払 (注)3	9	未払利息	0
子会社	JOYLAB(株)	直接所有 100.0	資金貸付	資金の貸付 (注)3	—	関係会社 短期貸付金	300
				利息の受取 (注)3	6	未収利息	0
子会社	Beenos Asia Pte. Ltd.	直接保有 100.0	資金貸付	資金の貸付 (注)3	775	関係会社 短期貸付金	1,065
				利息の受取 (注)3	6	未収利息	0
子会社	BeeCruise(株)	直接所有 100.0	資金貸付	資金の貸付 (注)3	755	関係会社 短期貸付金 (注)5	1,915
				利息の受取 (注)3	35	未収利息	0
子会社	BEENOS Travel(株)	直接保有 100.0	資金貸付	資金の貸付 (注)3	—	関係会社 短期貸付金	230
				利息の受取 (注)3	4	未収利息	0
子会社	BEENOS Entertainment (株)	直接保有 100.0	資金貸付	資金の貸付 (注)3	270	関係会社 短期貸付金	600
				利息の受取 (注)3	11	未収利息	0
関連会社	メトロエンジ ン(株)	直接保有 18.4	転換社債型新 株予約権付社 債	転換社債型 新株予約権付 社債の引受 (注)6	—	投資有価証券	320
				利息の受取	5	未収利息	2

(注) 取引条件及び取引条件の決定方針等

- *1 各取引ごとに価格交渉の上、取引条件を決定しております。
- *2 当社は、金融機関との取引と支払債務に対して債務保証を行っております。なお、取引金額は期末現在の保証残高であります。
- *3 市場金利を考慮して利率を合理的に決定しております。
- *4 配当金の受取については、子会社の株主総会にて決定された金額によっております。
- *5 債権に対し、貸倒引当金1,394百万円を計上しております。また、当事業年度において528百万円の貸倒引当金繰入額を計上しております。
- *6 転換社債型新株予約権付社債の引受については、転換社債型新株予約権付社債の引受に関する基本契約書を締結し、市場金利を勘案して合理的に決定しております。

- (4) 同一の親会社をもつ会社等及びその他の関係会社の子会社等
特記すべき事項はありません。

10. 収益認識に関する注記

顧客との契約から生じる収益を理解するための基礎となる情報について、1. 重要な会計方針に係る事項に関する注記「(5) 重要な収益及び費用の計上基準」に記載のとおりであります。

11. 1株当たり情報に関する注記

- | | |
|----------------|---------|
| (1) 1株当たり純資産額 | 648円31銭 |
| (2) 1株当たり当期純利益 | 195円18銭 |

12. 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

13. 連結配当規制適用会社に関する注記

当社は、連結配当規制の適用会社であります。